

愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査対応マニュアル（市町村保健機関用）表紙 日付

新	旧
愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査 対応マニュアル （市町村保健機関用） 平成 30 年 10 月 作成 令和 6 年 3 月改定	愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査 対応マニュアル （市町村保健機関用） 平成 30 年 10 月

新旧対照表

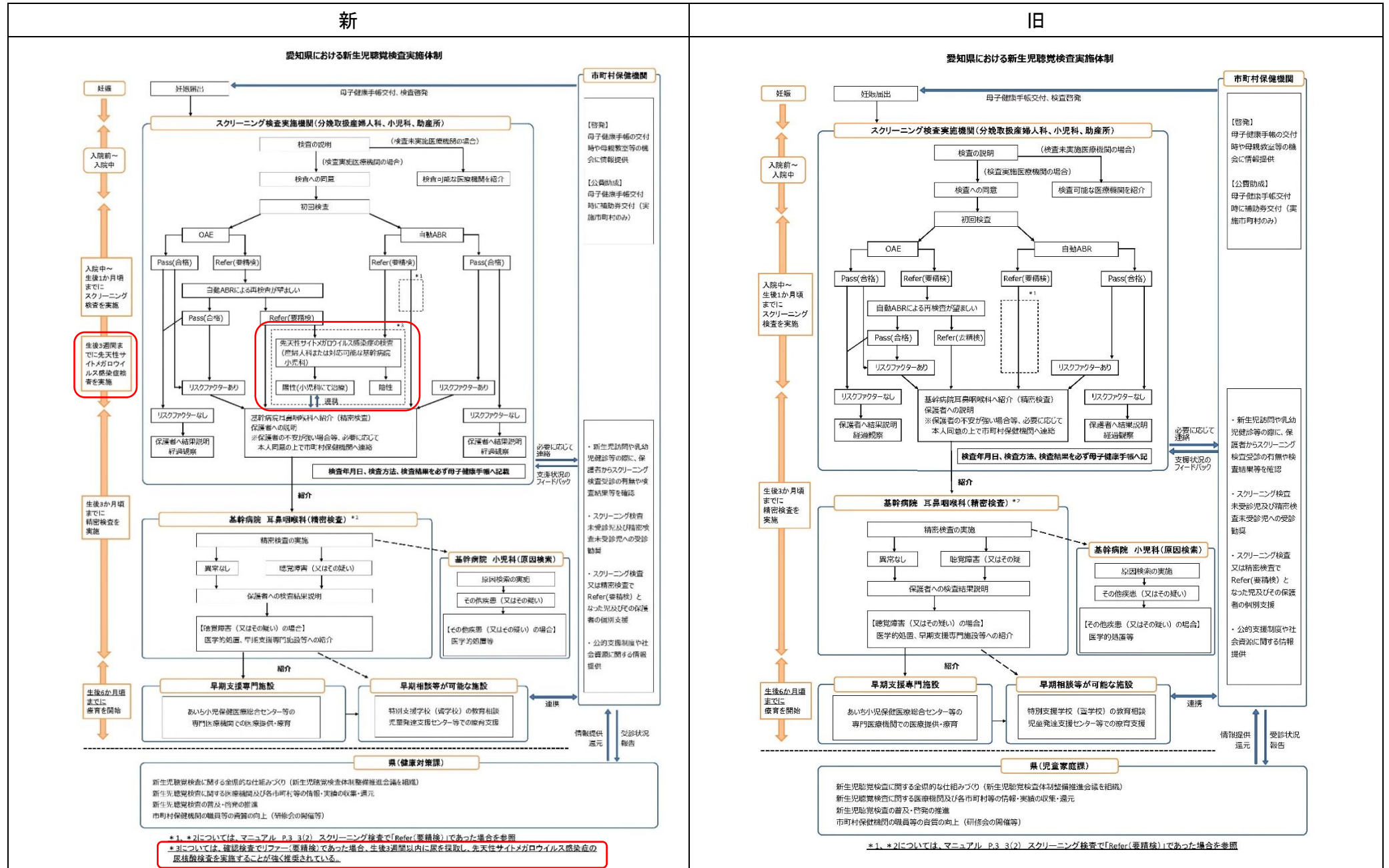
愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査対応マニュアル（市町村保健機関用）表紙裏 改定理由

新	旧
目次 I 新生児聴覚スクリーニングの意義 1 II 愛知県における新生児聴覚スクリーニングの流れ 1 III 新生児聴覚スクリーニングの概要 3 IV 精密検査 4 V 早期支援専門施設 4 VI 市町村保健機関の役割 5 VII 用語解説 8 VIII 資料 9	目次 I 新生児聴覚スクリーニングの意義 1 II 愛知県における新生児聴覚スクリーニングの流れ 1 III 新生児聴覚スクリーニングの概要 3 IV 精密検査 4 V 早期支援専門施設 4 VI 市町村保健機関の役割 5 VII 用語解説 8 VIII 資料 9
このマニュアルは、市町村保健機関向けのマニュアルとして愛知県健康福祉部児童家庭課がまとめ、平成 30 年 6 月に発行したものです。 なお、マニュアルの 1～4 ページの記載の一部は、平成 19 年に愛知県産婦人科医会、愛知県小児科医会、愛知県耳鼻咽喉科医会、(一社)日本耳鼻咽喉科学会愛知県地方部の 4 団体が作成した「愛知県における新生児聴覚スクリーニングの手引き」を参照・引用しています。 (http://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/tebiki.pdf) また、こども家庭庁から令和 5 年 10 月 3 日付けこ成母第 276 号「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正についてにて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が強く推奨されたことを受け、一部内容を改定しています。	このマニュアルは、市町村保健機関向けのマニュアルとして愛知県健康福祉部児童家庭課がまとめ、平成 30 年 6 月に発行したものです。 なお、マニュアルの 1～4 ページの記載の一部は、平成 19 年に愛知県産婦人科医会、愛知県小児科医会、愛知県耳鼻咽喉科医会、(一社)日本耳鼻咽喉科学会愛知県地方部の 4 団体が作成した「愛知県における新生児聴覚スクリーニングの手引き」を参照・引用しています。 (http://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/tebiki.pdf)

※ 囲み箇所を修正

新旧対照表

愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査対応マニュアル（市町村保健機関用）P.2「愛知県における新生児聴覚検査実施体制」フロー図



※ 囲み箇所を修正

新旧対照表

愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査対応マニュアル（市町村保健機関用）P.3「Ⅲ新生児聴覚スクリーニングの概要」

新	旧
Ⅲ 新生児聴覚スクリーニングの概要 1 新生児聴覚スクリーニングの実施時期 出生後、産科医療機関・助産所での入院期間中、児の自然睡眠下に実施される。分娩取扱機関において、新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後 3 日以内に行われる。また、NICU 等に入院している児は、全身の状態が落ち着いてから退院までの間に実施される。 スクリーニング検査の実施にあたっては、妊婦健診時や分娩入院時、分娩後の早い時期に、保護者に対して新生児聴覚スクリーニング検査に関する説明がなされるとともに、文書によって保護者の同意が得られている。 2 検査方法 「自動 ABR（自動聴性脳幹反応）」「OAE（耳音響放射）」のいずれかもしくは両方によって実施されている。（詳細は用語解説参照） 3 新生児聴覚スクリーニングの結果とその対応 (1) スクリーニング検査で「Pass（合格）」であった場合 両耳が「Pass（合格）」の場合には、その時点では聴力に異常がないとの判断になる。しかし、おたふくかぜや中耳炎等による聴力障害や進行性難聴は新生児聴覚検査では発見できないため、聴覚スクリーニングがパス（「Pass（合格）」）の場合でも、聴覚の発達には継続的な注意が必要である。 (2) スクリーニング検査で「Refer（要精検）」であった場合 入院中の初回検査で「Refer（要精検）」となった場合には、原則として検査がもう一度実施される（再検査）。再検査は、おおむね生後 1 週間以内に実施することが望ましい。再検査でも「Refer（要精検）」である場合には、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が推奨される。また、精密検査が可能な基幹病院等へ紹介される。（Ⅳ 精密検査）参照 「Refer（要精検）」とは、精密検査の必要があることを示しているもので、直ちに聴覚障害があることを意味するものではない。しかし、保護者に検査結果を説明すると、保護者の心理的不安が強くなる場合も想定されるため、産科医療機関が必要に応じて本人同意の上で市町村保健機関に連絡し、支援を依頼する場合がある。 メモ *用語の解説* 『「再検査」と「確認検査」の違いは何？』 ここで、「再検査」としているのは、厚生労働省の通知（平成 19 年 1 月 29 日付「新生児聴覚検査の実施について」）でいうところの「確認検査」にあたります。愛知県内では、医療機関で一般的に、「再検査」と言われているため、このマニュアルでは統一し、「再検査」と記載します。 (3) スクリーニング検査で片側が「Refer（要精検）」であった場合 片側が「Refer（要精検）」であった場合でも、精密検査により聴覚障害の診断が必要となる。また、健側耳の管理が重要となるため、耳鼻咽喉科医によるフォローアップが必要とされる。	Ⅲ 新生児聴覚スクリーニングの概要 1 新生児聴覚スクリーニングの実施時期 出生後、産科医療機関・助産所での入院期間中、児の自然睡眠下に実施される。分娩取扱機関において、新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後 3 日以内に行われる。また、NICU 等に入院している児は、全身の状態が落ち着いてから退院までの間に実施される。 スクリーニング検査の実施にあたっては、妊婦健診時や分娩入院時、分娩後の早い時期に、保護者に対して新生児聴覚スクリーニング検査に関する説明がなされるとともに、文書によって保護者の同意が得られている。 2 検査方法 「自動 ABR（自動聴性脳幹反応）」「OAE（耳音響放射）」のいずれかもしくは両方によって実施されている。（詳細は用語解説参照） 3 新生児聴覚スクリーニングの結果とその対応 (1) スクリーニング検査で「Pass（合格）」であった場合 両耳が「Pass（合格）」の場合には、その時点では聴力に異常がないとの判断になる。しかし、おたふくかぜや中耳炎等による聴力障害や進行性難聴は新生児聴覚検査では発見できないため、聴覚スクリーニングがパス（「Pass（合格）」）の場合でも、聴覚の発達には継続的な注意が必要である。 (2) スクリーニング検査で「Refer（要精検）」であった場合 入院中の初回検査で「Refer（要精検）」となった場合には、原則として検査がもう一度実施される（再検査）。再検査は、おおむね生後 1 週間以内に実施することが望ましい。再検査でも「Refer（要精検）」である場合には、精密検査が可能な基幹病院等へ紹介される。（Ⅳ 精密検査）参照 「Refer（要精検）」とは、精密検査の必要があることを示しているもので、直ちに聴覚障害があることを意味するものではない。しかし、保護者に検査結果を説明すると、保護者の心理的不安が強くなる場合も想定されるため、産科医療機関が必要に応じて本人同意の上で市町村保健機関に連絡し、支援を依頼する場合がある。 メモ *用語の解説* 『「再検査」と「確認検査」の違いは何？』 ここで、「再検査」としているのは、厚生労働省の通知（平成 19 年 1 月 29 日付「新生児聴覚検査の実施について」）でいうところの「確認検査」にあたります。愛知県内では、医療機関で一般的に、「再検査」と言われているため、このマニュアルでは統一し、「再検査」と記載します。 (3) スクリーニング検査で片側が「Refer（要精検）」であった場合 片側が「Refer（要精検）」であった場合でも、精密検査により聴覚障害の診断が必要となる。また、健側耳の管理が重要となるため、耳鼻咽喉科医によるフォローアップが必要とされる。

※ 囲み箇所を修正

新旧対照表

愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査対応マニュアル（市町村保健機関用）P.4「(5) 母子健康手帳への記載」

新	旧
(4) スクリーニング検査が実施できなかった場合 何らかの事情で入院中に実施できなかった場合や、検査機器を有していない医療機関や助産所で出生した場合は、1か月健診時もしくは生後概ね1か月以内に、出生した医療機関やスクリーニング検査が可能な医療機関（産婦人科、小児科等）で検査を受けることが推奨されている。 (5) 母子健康手帳への記載 聴覚スクリーニングを実施した医療機関は、その実施年月日、検査法及び検査結果を母子健康手帳に必ず記載する。（検査機器から出力される検査結果用紙がそのまま貼付される場合もある。） なお、初回検査が「Refer（要精検）」となり再検査を実施した場合は、再検査の結果を記載する（備考欄に手書きで初回検査の結果を追記する等、2回分の検査結果を記入することを妨げるものではない）。 IV 精密検査 スクリーニング検査を受けた産科医療機関から直接紹介され、基幹病院等にて ABR（聴性脳幹反応）等による精密検査が実施される。生後 6 か月頃までに療育を開始できるよう、生後 3 か月頃までに精密検査を実施して確定診断を行うことが望ましい。 精密検査を実施する基幹病院等においては、一部にサイトメガロウイルス感染症や基礎疾患が潜在する場合もあるため、精密検査を実施する基幹病院等が診断の可能な小児科への紹介も考慮する。 V 早期支援専門施設 ABR 等による精密検査を受け、その結果、聴覚障害が確定又は強く疑われた場合は、あいち小児保健医療総合センター（耳鼻咽喉科）等の三次医療機関に紹介される。ここでは、聴覚の再評価や補聴器の選択・フィッティング、保護者へのカウンセリングや情報提供といった初期の介入が実施され、療育が開始されることになる。 VI 早期相談が可能な施設 早期相談に対応する機関として、特別支援学校（聾学校）及び児童発達支援センター（旧 難聴幼児通園施設）がある。 メモ *用語の解説* 『基幹病院ってどこ？』 基幹病院とは、地域医療の中心に位置する医療機関でスクリーニング検査後、精密検査を受けるための医療機関とマニュアルの中では位置づけています。 乳幼児健康診査で「聴覚異常」の児が精密検査として、紹介される市民病院クラスの医療機関のことをさしています。 	(4) スクリーニング検査が実施できなかった場合 何らかの事情で入院中に実施できなかった場合や、検査機器を有していない医療機関や助産所で出生した場合は、1か月健診時もしくは生後概ね1か月以内に、出生した医療機関やスクリーニング検査が可能な医療機関（産婦人科、小児科等）で検査を受けることが推奨されている。 (5) 母子健康手帳への記載 聴覚スクリーニングを実施した医療機関は、その実施年月日、検査法及び検査結果を母子健康手帳に必ず記載する。（検査機器から出力される検査結果用紙がそのまま貼付される場合もある。） IV 精密検査 スクリーニング検査を受けた産科医療機関から直接紹介され、基幹病院等にて ABR（聴性脳幹反応）等による精密検査が実施される。生後 6 か月頃までに療育を開始できるよう、生後 3 か月頃までに精密検査を実施して確定診断を行うことが望ましい。 精密検査を実施する基幹病院等においては、一部にサイトメガロウイルス感染症や基礎疾患が潜在する場合もあるため、精密検査を実施する基幹病院等が診断の可能な小児科への紹介も考慮する。 V 早期支援専門施設 ABR 等による精密検査を受け、その結果、聴覚障害が確定又は強く疑われた場合は、あいち小児保健医療総合センター（耳鼻咽喉科）等の三次医療機関に紹介される。ここでは、聴覚の再評価や補聴器の選択・フィッティング、保護者へのカウンセリングや情報提供といった初期の介入が実施され、療育が開始されることになる。 VI 早期相談が可能な施設 早期相談に対応する機関として、特別支援学校（聾学校）及び児童発達支援センター（旧 難聴幼児通園施設）がある。 メモ *用語の解説* 『基幹病院ってどこ？』 基幹病院とは、地域医療の中心に位置する医療機関でスクリーニング検査後、精密検査を受けるための医療機関とマニュアルの中では位置づけています。 乳幼児健康診査で「聴覚異常」の児が精密検査として、紹介される市民病院クラスの医療機関のことをさしています。 

新旧対照表

愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査対応マニュアル（市町村保健機関用）P.7「4 難聴児の早期発見」

新	旧
3 保護者への個別支援 スクリーニング検査で「Refer（要精検）」となった場合は、生まれたばかりの児の難聴の可能性を指摘することになるため、保護者の心理的不安が大きくなると考えられる。また、聴覚障害の有無や程度が確定するまでには長期間にわたって検査を繰り返すことになるため、親に寄り添った継続的な個別支援が必要になる。 ・ 保護者の心理的不安が大きい場合には、不安を受容する。 ・ 精密検査や受診をしていない場合等は、保護者の理解度を確認しつつ、検査や早期治療、療育の重要性を伝え、受診を勧奨する。 ・ もし難聴が確定したとしても早期に療育を開始することで言葉を習得し、生活する上での支障を少なくすることができるなど、今後の見通しを説明する。 また、精密検査を行っている期間中や診断が確定した場合や療育を開始した場合など、保護者は子どもの障害や将来に対する不安を持ちながら育児をすることになる。 ・ 必要時、医療機関や関係機関等と連携を図りつつ、良好な親子関係が確立できるよう個別支援を行う。 ・ 必要に応じて、保護者に公的支援制度の情報提供等を行う。 4 難聴児の早期発見 新生児期の検査では発見できない後天性の難聴や乳幼児期の進行性難聴があること、また、スクリーニング検査を受けないまま各種健診を迎える場合もあることから、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診において聴覚の状態を把握し、難聴の早期発見に努める。（母子健康診査マニュアル p.122-123、p.143-146 参照） また、各健診時に実施した聴覚検査の状況を母子健康手帳に必ず記載しておく。 5 受診状況の管理 把握したスクリーニング検査の受診状況・結果や、「Refer（要精検）」となった児の精密検査受診状況・結果等は、各市町村で導入している方法（カルテ等）により記録しておく。 また、「Refer（要精検）」となった児については、必要に応じて医療機関や早期療育支援が可能な施設と情報を共有し、継続的に支援する。 6 各種情報の収集・提供 福祉・教育等関係部署とも連携を図りながら、早期療育支援が可能な施設（あいち小児保健医療総合センター等の専門医療機関）、特別支援学校（聾学校）の教育相談等に関する情報や、身体障害者手帳の交付、各種医療・手当の給付、補装具や日常生活用具の給付、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成、児童発達支援センターへの通所等、聴覚障害児に関する制度や社会資源に関する情報を集約し、新生児聴覚検査や聴覚障害に関する問い合わせに対し、適切に情報提供できるよう努める。	3 保護者への個別支援 スクリーニング検査で「Refer（要精検）」となった場合は、生まれたばかりの児の難聴の可能性を指摘することになるため、保護者の心理的不安が大きくなると考えられる。また、聴覚障害の有無や程度が確定するまでには長期間にわたって検査を繰り返すことになるため、親に寄り添った継続的な個別支援が必要になる。 ・ 保護者の心理的不安が大きい場合には、不安を受容する。 ・ 精密検査や受診をしていない場合等は、保護者の理解度を確認しつつ、検査や早期治療、療育の重要性を伝え、受診を勧奨する。 ・ もし難聴が確定したとしても早期に療育を開始することで言葉を習得し、生活する上での支障を少なくすることができるなど、今後の見通しを説明する。 また、精密検査を行っている期間中や診断が確定した場合や療育を開始した場合など、保護者は子どもの障害や将来に対する不安を持ちながら育児をすることになる。 ・ 必要時、医療機関や関係機関等と連携を図りつつ、良好な親子関係が確立できるよう個別支援を行う。 ・ 必要に応じて、保護者に公的支援制度の情報提供等を行う。 4 難聴児の早期発見 新生児期の検査では発見できない後天性の難聴や乳幼児期の進行性難聴があること、また、スクリーニング検査を受けないまま各種健診を迎える場合もあることから、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診において聴覚の状態を把握し、難聴の早期発見に努める。（母子健康診査マニュアル p.146-147、p.167-170 参照） また、各健診時に実施した聴覚検査の状況を母子健康手帳に必ず記載しておく。 5 受診状況の管理 把握したスクリーニング検査の受診状況・結果や、「Refer（要精検）」となった児の精密検査受診状況・結果等は、各市町村で導入している方法（カルテ等）により記録しておく。 また、「Refer（要精検）」となった児については、必要に応じて医療機関や早期療育支援が可能な施設と情報を共有し、継続的に支援する。 6 各種情報の収集・提供 福祉・教育等関係部署とも連携を図りながら、早期療育支援が可能な施設（あいち小児保健医療総合センター等の専門医療機関）、特別支援学校（聾学校）の教育相談等に関する情報や、身体障害者手帳の交付、各種医療・手当の給付、補装具や日常生活用具の給付、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成、児童発達支援センターへの通所等、聴覚障害児に関する制度や社会資源に関する情報を集約し、新生児聴覚検査や聴覚障害に関する問い合わせに対し、適切に情報提供できるよう努める。

新旧対照表

愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査対応マニュアル（市町村保健機関用）P. 11 「特別支援学校」「児童発達支援センター」

新					旧				
特別支援学校（聾学校）					特別支援学校（聾学校）				
学校名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	メールアドレス	学校名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	メールアドレス
愛知県立千種聾学校	464-0071	名古屋市千種区若水2丁目5-1	052-711-8888 052-723-6824	chikusa-ro@chikusa-sd.aichi-c.ed.jp	愛知県立千種聾学校	464-0071	名古屋市千種区若水2丁目5-1	052-711-8888 052-723-6824	chikusa-ro@chikusa-sd.aichi-c.ed.jp
愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎	470-2104	知多郡東浦町大字生路字池上70	0562-82-3123 0562-82-3100	higashiura@chikusa-sd.aichi-c.ed.jp	愛知県立豊橋聾学校	441-8141	豊橋市草間町字平東100	0532-45-2049 0532-47-7545	soumu@toyohashi-sd.aichi-c.ed.jp
愛知県立豊橋聾学校	441-8141	豊橋市草間町字平東100	0532-45-2049 0532-47-7545	soumu@toyohashi-sd.aichi-c.ed.jp	愛知県立岡崎聾学校	444-2111	岡崎市西阿知和町字御用田1-23	0564-45-2830 0564-45-6248	home@okazaki-sd.aichi-c.ed.jp
愛知県立岡崎聾学校	444-2111	岡崎市西阿知和町字御用田1-23	0564-45-2830 0564-45-6248	home@okazaki-sd.aichi-c.ed.jp	愛知県立一宮聾学校	491-0934	一宮市大和町苅安賀字上西之杵30	0586-45-6000 0586-43-4462	sek-adm@ichinomiya-sd.aichi-c.ed.jp
愛知県立一宮聾学校	491-0934	一宮市大和町苅安賀字上西之杵30	0586-45-6000 0586-43-4462	sek-adm@ichinomiya-sd.aichi-c.ed.jp	各学校では、聴覚に障害のある乳幼児やその保護者を対象に「教育相談」が実施されている。 教育相談では、こばとこえのグループ（個別）指導、集団活動、保護者教室、外来相談、補聴指導等が行われている。				
各学校では、聴覚に障害のある乳幼児やその保護者を対象に「教育相談」が実施されている。 教育相談では、こばとこえのグループ（個別）指導、集団活動、保護者教室、外来相談、補聴指導等が行われている。					児童発達支援センター（旧 難聴幼児通園施設）				
学校名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	備考	学校名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	備考
中央療育センター すぎのこ学園	466-0858	名古屋市昭和区折戸町4丁目16	052-757-6111 052-757-6115	名古屋市内にお住まいの方（市外も含む）が対象 a7576133@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp	中央療育センター すぎのこ学園	466-0858	名古屋市昭和区折戸町4丁目16	052-757-6111 052-757-6115	名古屋市内にお住まいの方が対象
豊田市子ども発達センター なのはな	471-0062	豊田市西山町2丁目19	0565-32-8983 0565-32-8902	豊田市、みよし市にお住まいの方が対象 nanohana-center@hm.aitai.ne.jp	豊田市子ども発達センター なのはな	471-0062	豊田市西山町2丁目19	0565-32-8983 0565-32-8902	豊田市、みよし市にお住まいの方が対象

※ 囲み箇所を修正

新旧対照表

愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査対応マニュアル（市町村保健機関用）P.12「県内市町村母子保健担当窓口一覧」

新

旧

県内市町村母子保健担当窓口一覧

【令和6年4月1日現在】					
担当部署	市町村名	担当部署	〒	住所	電話番号
一宮市	名古屋市中区	子育て支援課	460-8508	中区三の丸三丁目1-1	052-972-2629
		千種保健センター	464-8618	千種区星が丘山手103	052-753-1984
		東保健センター	461-0003	東区南井一丁目7-74	052-934-1219
		北保健センター	462-8522	北区清水西二丁目17-1	052-917-6539
		西保健センター	451-8508	西区花の木二丁目18-1	052-523-4619
		中村保健センター	453-8501	中村区松原町1丁目23-1	052-433-3094
		中保健センター	460-8447	中川区栄町1丁目1-8	052-265-2263
		昭和保健センター	466-0027	昭和区阿由知通三丁目19	052-735-3961
		瑞穂保健センター	467-0027	瑞穂区田辺通三丁目45-2	052-837-3271
		熱田保健センター	456-0031	熱田区神宮三丁目1-15	052-683-9684
		中川保健センター	454-0911	中川区高橋一丁目223	052-363-4465
		港保健センター	455-0015	港区港横二丁目2-1	052-651-6539
		南保健センター	457-0633	南区東又上町5丁目1-1	052-614-2813
		守山保健センター	463-0011	守山区小橋一丁目3-1	052-796-4625
		錦保健センター	458-0033	錦区相模一丁目715	052-891-3628
		名東保健センター	465-8506	名東区上社二丁目50	052-778-3115
		太白保健センター	468-0056	太白区森田二丁目201	052-807-3919
	豊橋市	豊橋市保健所こども保健課	441-8539	豊橋市中野町中原100	0532-39-9168
	岡崎市	岡崎市こども部家庭児童課	444-8601	岡崎市十王町二丁目9番地	0564-23-7683
		岡崎市保健部健康増進課	444-8545	岡崎市若宮町2丁目1-1	0564-23-6069
		こども家庭課	471-8501	豊田市西町3-60	0565-34-6636
一宮市	一宮市	保健所統括グループ	491-0867	一宮市古金町1丁目3番地	0586-52-3858
		中保健センター	491-0076	一宮市南堀町3丁目2	0586-72-1121
		西保健センター	494-8601	一宮市東五城子南町12	0586-63-4833
		北保健センター	493-0001	一宮市木曽川町黒田字中沼南ノ切27	0586-66-1611
		福沢市健康推進課(保健センター)	492-8217	福沢市福沢町前田365-16	0587-21-2300
	瀬戸市	健康課	489-0919	瀬戸市川端町1丁目31	0561-85-5500
		健康課(保健福祉センター)	488-0074	尾張旭市新富町明町4切57	0561-55-6800
		健康推進課(保健センター)	470-1121	豊明市西川町島原1-14	0562-93-1611
		健康推進課(保健センター)	470-0131	日進市若崎町兼増101-1	0561-72-0770
		健康推進課(保健センター)	480-1196	長久手市若谷町城の内101-1	0561-63-3300
春日井市	春日井市	健康推進課(保健センター)	470-0162	豊田東郷町大字春木字西羽根2225-4	0561-37-5813
		子育て世代包括支援センター	486-8686	春日井市馬場町5-44	0568-85-6170
		小牧市健康推進課(保健センター)	485-0041	小牧市西町3丁目555	0568-71-8611
		江南市健康づくり課(保健センター)	484-0086	大山町北山町1丁目121	0568-61-1176
		江南市健康課(保健センター)	483-8157	江南市北山町西300	0587-56-1111
	江南市	健康課(保健センター)	482-0024	岩倉市旭町1-20	0587-37-3511
		こども課	480-0126	丹羽郡大口町伝右一丁目35	0587-94-1222
		健康推進課(保健センター)	480-0103	丹羽郡扶桑町大字柏森字中切254	0587-93-8300
		健康推進課(保健センター)	492-8217	福沢市福沢町前田365-16	0587-21-2300
		清須市こども家庭課	452-8569	清須市清須町1238	052-400-2911
清須市	北名古屋市	健康課(保健センター)	481-0041	北名古屋市九之坪環環1 (北名古屋市健康ドーム内)	0568-23-4000
		津島市健康推進課(保健センター)	480-0292	西春日井郡豊山町大字豊満字新栄260	0568-28-3150
		津島市健康推進課(佐賀保健センター)	496-0863	津島市上町1丁目860	0567-23-1551
		愛西市健康推進課(佐賀保健センター)	496-0907	愛西市稲葉町木野225-1	0567-28-5833
		弥生町健康推進課(保健センター)	498-8501	弥生町南分岐町南木田335	0567-65-1111
	津島市	あま市健康推進課(若目寺保健センター)	490-1104	あま市西今宿南46	052-443-0005
		大治町健康推進課(保健センター)	490-1143	津島郡大治町大字砂子字西河原14-3	0564-44-2714
		笠岡町健康推進課(保健センター)	497-0052	海部郡笠岡町西之森7丁目65	0567-94-5666
		飛島村健康推進課(保健センター)	490-1434	海部郡飛島村大字松之郷3-46-1	0567-52-1001
		半田市子育て相談課	475-8666	半田市東洋町2-29-6	0569-84-0646
半田市	阿久比町	健康介護課(保健センター)	470-2292	知多郡阿久比町大字羽取字丸の内85 (P1520, 1521)	0569-48-1111 (P1520, 1521)
		健康課(保健センター)	470-2103	知多郡東浦町大字石浜字綾路21	0562-83-9677
		南知多市健康こども課(保健センター)	470-3495	知多郡南知多町大字豊川字月ヶ丘18	0569-65-0711 (P5111-5114)
		美浜町健康・子育て課(保健センター)	470-2492	美浜町大字河和字北田南106	0569-82-1111
		武豊町健康課(保健センター)	470-2334	知多郡武豊町字中根4-83	0569-72-2500
	知多市	健康推進課(保健センター)	479-0868	常滑市飛倉台3-3-3	0569-34-7000
		東海市健康推進課	476-0003	東海市荒尾町西園南2-1	052-689-1646
		大府市健康推進課(保健センター)	474-0035	大府市江崎町四丁目2	0562-47-8000
		知多市健康推進課(保健センター)	478-0017	知多市新知字永井2-1	0562-54-1300
		新南知多市健康推進課(保健センター)	447-0855	新南知多市天王山1丁目70	0566-48-3751
衣浦東部	刈谷市	子育て支援課(保健センター)	449-0858	刈谷市稲垣町3-4-2	0566-23-9877
		健康推進課(保健センター)	446-0045	衣笠町柳瀬川町上毛貫106-1	0566-76-1133
		知立市健康推進課(保健センター)	472-0031	知立市榎木町坂本11-2	0566-82-8211
		高浜市健康推進グループ(高浜市いさい広広場)	444-1334	高浜市春日町五丁目165	0566-95-9558
		みよし市こども相談課	470-0295	みよし市三好町小坂50番地	0561-76-5310
	西尾市	健康課(保健センター)	445-0071	西尾市稲味町小松島32	0563-57-0661
		健康課(保健センター)	444-0113	額田郡幸田町大字芝池字田原84	0564-62-8158
		こども未来課(こども家庭センター)	441-1392	新城市市東入船115	0336-23-6221
		設楽町健康推進課(保健センター)	441-2301	北設楽郡設楽町田口字向木4	0336-62-0901
		東栄町福祉課(保健福祉センター)	449-0291	北設楽郡東栄町大字木郷字大沼1番地1	0336-76-1815
新城市	豊根村	健康推進課	449-0404	北設楽郡豊根村大字上黒川長野田26	0336-85-5055
		妊産婦保健係	442-0879	豊川市砥山町3丁目77-1・77-7	0533-95-4652
		乳幼児保健係	443-0036	新城市市街4	0533-95-4653
		母子保健係	441-3492	田原市田原町南番町30-1	0531-23-3515
		母子保健係	441-3614	田原市保美町西21-10	0531-33-0386
	豊川市	健康推進課(保健センター)	442-0879	豊川市砥山町3丁目77-1・77-7	0533-95-4653
		健康推進課(保健センター)	443-0036	瀬戸市市街4	0533-67-1151
		健康推進課(保健センター)	441-3492	田原市田原町南番町30-1	0531-23-3515
		健康推進課(保健センター)	441-3614	田原市保美町西21-10	0531-33-0386
		あつみライランド健康課			

県内市町村母子保健担当窓口一覧

【平成30年4月1日現在】					
担当部署	市町村名	担当部署	〒	住所	電話番号
一宮市	名古屋市中区	子育て支援課	460-8508	中区三の丸三丁目1-1	052-972-2629
		千種保健センター	464-0841	千種区賀王山通八丁目37	052-753-1984
		東保健センター	461-0003	東区南井一丁目7-74	052-934-1219
		北保健センター	462-8522	北区清水西二丁目17-1	052-917-6554
		西保健センター	451-8508	西区花の木二丁目18-1	052-523-4619
		中村保健センター	453-0024	中村区名栗町四丁目7-18	052-481-2218
		中保健センター	460-8447	中川区栄町1丁目1-8	052-265-2263
		昭和保健センター	466-0027	昭和区阿由知通三丁目19	052-735-3961
		瑞穂保健センター	467-0027	瑞穂区田辺通三丁目45-2	052-837-3271
		熱田保健センター	456-0031	熱田区神宮三丁目1-15	052-683-9684
		中川保健センター	454-0911	中川区高橋一丁目223	052-363-4465
		港保健センター	455-0015	港区港横二丁目2-1	052-651-6539
		南保健センター	457-0633	南区東又上町5丁目1-1	052-614-2813
		守山保健センター	463-0011	守山区小橋一丁目3-1	052-796-4625
		錦保健センター	458-0033	錦区相模一丁目715	052-891-3628
		名東保健センター	465-8508	名東区上社二丁目50	052-778-3115
		太白保健センター	468-0056	太白区森田二丁目201	052-807-3913
	豊橋市	豊橋市保健所こども保健課	441-8539	豊橋市中野町中原100	0532-39-9188
	岡崎市	岡崎市保健所健康増進課	444-8545	岡崎市若宮町2丁目1-1	0564-23-6069
		母子保健担当	471-8501	豊田市西町3-60	0565-34-6636
		母子保健担当	491-0076	一宮市黄船町3丁目2	0586-72-1121
一宮市	一宮市	西保健センター	494-8601	一宮市東五城子南町12	0586-63-4833
		北保健センター	493-0001	一宮市木曽川町黒田字中沼南ノ切27	0586-66-1611
		福沢市健康推進課(保健センター)	492-8217	福沢市福沢町前田365-16	0587-21-2300
		瀬戸市健康課	489-0919	瀬戸市川端町1丁目31	0561-85-5511
		尾張旭市健康課(保健福祉センター)	488-0074	尾張旭市新富町明町4切57	0561-55-6800
	瀬戸市	健康推進課(保健センター)	470-1121	豊明市西川町島原1-14	0562-93-1611
		健康推進課(保健センター)	470-0131	日進市若崎町兼増101-1	0561-72-0770
		健康推進課(保健センター)	480-1196	長久手市若谷町城の内101-1	0561-63-3300
		健康推進課(保健センター)	470-0162	豊田東郷町大字春木字西羽根2225-4	0561-37-5813
		春日井市子育て政策課	486-8686	春日井市馬場町5-44	0568-85-6170
江南市	春日井市	小牧市子育て世代包括支援センター	485-0041	小牧市西町3丁目555	0568-71-8611
		大山町健康推進課(保健センター)	484-0086	大山町北山町1丁目121	0568-61-1176
		江南市健康づくり課(保健センター)	483-8177	江南市北野町1丁目25-11	0587-56-4111
		岩倉市健康課(保健センター)	482-0024	岩倉市旭町1-20	0587-37-3511
		大七町健康推進課(保健センター)	480-0126	丹羽郡大口町伝右一丁目35	0587-94-0051
	清須市	扶桑町介護健康課(保健センター)	480-0103	丹羽郡扶桑町大字柏森字中切254	0587-93-8300
		健康推進課	452-8569	清須市清須町1238	052-400-2911
		北名古屋市健康課(保健センター)	481-0041	北名古屋市九之坪環環1 (北名古屋市健康ドーム内)	0568-23-4000
		津島市健康推進課(保健センター)	480-0292	西春日井郡豊山町大字豊満字新栄260	0568-28-3150
		津島市健康推進課(佐賀保健センター)	496-0863	津島市上町1丁目860	0567-23-1551
津島市	愛西市	健康推進課(佐賀保健センター)	496-0907	愛西市稲葉町木野225-1	0567-28-5833
		弥生町健康推進課(保健センター)	498-8501	弥生町南分岐町南木田335	0567-65-1111
		あま市健康推進課(若目寺保健センター)	490-1104	あま市西今宿南46	052-443-0005
		大治町健康推進課(保健センター)	490-1143	津島郡大治町大字砂子字西河原14-3	0564-44-2714
		笠岡町健康推進課(保健センター)	497-0052	海部郡笠岡町西之森7丁目65	0567-94-5666
	半田市	飛島村健康推進課(保健センター)	490-1434	海部郡飛島村大字松之郷3-46-1	0567-52-1001
		半田市健康推進課	475-0817	半田市東洋町2-29-6	0569-84-0646
		阿久比町健康介護課(保健センター)	470-2292	知多郡阿久比町大字羽取字丸の内85 (P1520, 1521)	0569-48-1111 (P1520, 1521)
		健康課(保健センター)	470-2103	知多郡東浦町大字石浜字綾路21	0562-83-9677
		南知多市健康介護課(保健センター)	470-3495	知多郡南知多町大字豊川字月ヶ丘18	0569-65-0711 (P5111-5114)
知多市	美浜町	健康・子育て課(保健センター)	470-2492	美浜町大字河和字北田南106	0569-82-1111
		武豊町健康課(保健センター)	470-2334	知多郡武豊町字中根4-83	0569-72-2500
		常滑市健康推進課(保健センター)	479-0868	常滑市飛倉台3-3-3	0569-34-7000
		東海市健康推進課	476-0003	東海市荒尾町西園南2-1	052-689-1646
		大府市健康推進課(保健センター)	474-0035	大府市江崎町四丁目2	0562-47-8000
	知多市	健康推進課(保健センター)	478-0017	知多市新知字永井2-1	0562-54-1300
		新南知多市健康推進課(保健センター)	447-0855	新南知多市天王山1丁目70	0566-48-3751
		刈谷市子育て支援課(保健センター)	449-0858	刈谷市稲垣町3-4-2	0566-23-9877
		健康推進課(保健センター)	446-0045	衣笠町柳瀬川町上毛貫106-1	0566-76-1133
		知立市健康推進課(保健センター)	472-0031	知立市榎木町坂本11-2	0566-82-8211
衣浦東部	高浜市	健康推進グループ(高浜市いさい広広場)	444-1334	高浜市春日町五丁目165	0566-95-9571
		みよし市健康推進課(保健センター)	470-0224	みよし市三好町陣取山54	0561-34-5311
		西尾市健康課(保健センター)	445-0071	西尾市稲味町小松島32	0563-57-0661
		健康推進課(佐賀保健センター)	444-0516	西尾市吉良町吉田大字切間17-3	0563-32-3001
		健康課(保健センター)	444-0113	額田郡幸田町大字芝池字田原84	0564-62-8158
	新城市	健康課(保健センター)	441-1301	新城市矢野字上ノ川11-8	0336-23-8

**愛知県における新生児聴覚スクリーニング検査
対応マニュアル
(市町村保健機関用)**

平成 30 年 10 月作成

令和 6 年 3 月改定

目次

I 新生児聴覚スクリーニングの意義	1
II 愛知県における新生児聴覚スクリーニングの流れ	1
III 新生児聴覚スクリーニングの概要	3
IV 精密検査	4
V 早期支援専門施設	4
VI 市町村保健機関の役割	5
VII 用語解説	8
VIII 資料	9

このマニュアルは、市町村保健機関向けのマニュアルとして愛知県健康福祉部児童家庭課がまとめ、平成 30 年 6 月に発行したものです。

なお、マニュアルの 1～4 ページの記載の一部は、平成 19 年に愛知県産婦人科医会、愛知県小児科医会、愛知県耳鼻咽喉科医会、(一社)日本耳鼻咽喉科学会愛知県地方部会の 4 団体が作成した「愛知県における新生児聴覚スクリーニングの手引き」を参照・引用しています。

(<http://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/tebiki.pdf>)

また、こども家庭庁から令和 5 年 10 月 3 日付けこ成母第 276 号「「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について」にて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が強く推奨されたことを受け、一部内容を改定しています。

I 新生児聴覚スクリーニングの意義

新生児の聴覚障害の頻度（永続的な中等度以上の両側聴覚障害）は、出生児 1,000 人中の 1～2 人に起こると言われている。聴覚障害の発見が遅れると、耳から音を聞いて脳が刺激される機会が得られず、言語発達が遅れ、情緒や社会性の発達にも影響が生じる。聴覚障害は、その程度が重度であっても、1 歳前後の時期まで気づかれないことがあり、発見が遅いほど言語発達の遅れはより深刻になる。軽・中等度の場合は発見が遅くなり、3 歳児健康診査や就学時健診で発見されることもある。

しかし、聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われれば、その影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションの発達が促進され、言語の発達・獲得につながる。

新生児の聴覚障害の約半数はハイリスク児であるが、残りの半数は、出生時には何ら異常を示さない児であり、通常の健診等では聴覚障害の早期発見は困難である。こうしたことから、早期発見と早期療育のためには、全出生児を対象とした聴覚スクリーニングを行い、早期に聴覚障害を発見し、児及びその家族に対して援助を行うことが重要である。

日本産科婦人科学会が平成 29 年度に実施した全国調査では、94.3%の医療機関がスクリーニング検査可能と回答しており、愛知県児童家庭課が平成 28 年度に県内の産科医療機関を対象に行った調査でも、93.7%の産科医療機関がスクリーニング検査を実施しているとの結果であった。（全国調査、当課の調査対象はいずれも分娩取扱施設である。）愛知県においては、医療機関側のスクリーニング検査実施体制は概ね整っている状況にある。

一方で、前述の日本産科婦人科学会全国調査では、全出生児の 1 割以上がスクリーニング検査を受けていないことも明らかになっている。全ての新生児がスクリーニング検査を受け、難聴児をより早く適切な療育につなぐためには、検査費用の公費助成による経済的負担の軽減だけでなく、スクリーニング検査未受診児やスクリーニング検査で「Refer（要精検）」となった児への継続的な支援等、市町村保健機関が役割を果たすことが求められる。

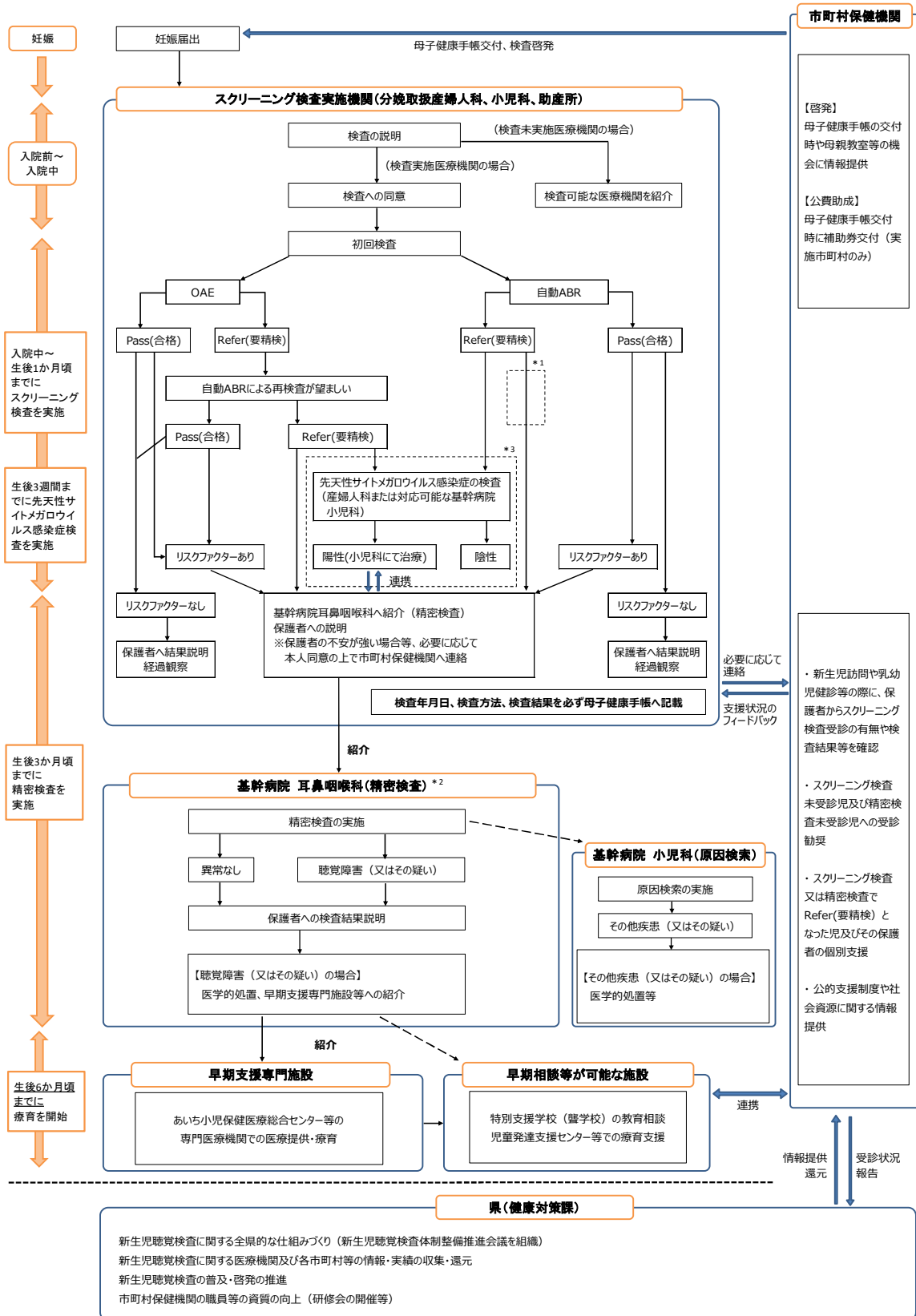
新生児聴覚スクリーニング検査に関するアンケート調査（日本産科婦人科学会 H29.9 発表）	
スクリーニング検査可能施設率	94.3%
スクリーニング検査実施率	87.6%

II 愛知県における新生児聴覚スクリーニングの流れ

新生児聴覚スクリーニング検査は、聴覚障害を早期に発見し、早期に支援を開始することを目的に行うものである。スクリーニング検査の結果が「Refer（要精検）」の場合には、そのまま放置されたり、確定診断の時期が遅れ早期支援の機会が失われたりすることがないように、関係者が連携し、生後 3 か月頃までに精密検査を実施して確定診断を行い、生後 6 か月までには補聴器の装用等を開始して、療育が受けられるような体制が必要である。

愛知県における新生児聴覚スクリーニングの基本的な流れは次のとおりとなっている。

愛知県における新生児聴覚検査実施体制



*1、*2については、マニュアル P.3 3(2) スクリーニング検査で「Refer(要精検)」であった場合を参照

*3については、確認検査でリファ（要精検）であった場合、生後3週間以内に尿を採取し、先天性サイトメガロウイルス感染症の尿核酸検査を実施することが強く推奨されている。

聴覚障害のリスクファクター

- ① 家族内に難聴者がいる
- ② 頭頸部奇形がある
- ③ 胎内感染（風疹、サイトメガロウイルス、梅毒など）
- ④ 耳毒性薬剤の使用
- ⑤ 低体重出生児（1,500 g 以下）
- ⑥ 重症新生児呼吸障害（APGARスコア3点以下）
- ⑦ 挿管を要した
- ⑧ 高ビリルビン血症（交換輸血したもの）

Ⅲ 新生児聴覚スクリーニングの概要

1 新生児聴覚スクリーニングの実施時期

出生後、産科医療機関・助産所での入院期間中、児の自然睡眠下に実施される。分娩取扱機関において、新生児聴覚検査を実施する場合は、おおむね生後 3 日以内に行われる。また、NICU 等に入院している児は、全身の状態が落ち着いてから退院までの間に実施される。

スクリーニング検査の実施にあたっては、妊婦健診時や分娩入院時、分娩後の早い時期に、保護者に対して新生児聴覚スクリーニング検査に関する説明がなされるとともに、文書によって保護者の同意が得られている。

2 検査方法

「自動 ABR（自動聴性脳幹反応）」「OAE（耳音響放射）」のいずれかもしくは両方によって実施されている。（詳細は用語解説参照）

3 新生児聴覚スクリーニングの結果とその対応

(1) スクリーニング検査で「Pass（合格）」であった場合

両耳が「Pass（合格）」の場合には、その時点では聴力に異常がないとの判断になる。しかし、おたふくかぜや中耳炎等による聴力障害や進行性難聴は新生児聴覚検査では発見できないため、聴覚スクリーニングがパス（「Pass（合格）」）の場合でも、聴覚の発達には継続的な注意が必要である。

(2) スクリーニング検査で「Refer（要精検）」であった場合

入院中の初回検査で「Refer（要精検）」となった場合には、原則として検査がもう一度実施される（再検査）。再検査は、おおむね生後 1 週間以内に実施することが望ましい。再検査でも「Refer（要精検）」である場合には、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が推奨される。また、精密検査が可能な基幹病院等へ紹介される。（Ⅳ 精密検査）参照

「Refer（要精検）」とは、精密検査の必要があることを示しているもので、直ちに聴覚障害があることを意味するものではない。しかし、保護者に検査結果を説明すると、保護者の心理的不安が強くなる場合も想定されるため、産科医療機関が必要に応じて本人同意の上で市町村保健機関に連絡し、支援を依頼する場合がある。



用語の解説

『「再検査」と「確認検査」の違いって何?』

ここで、「再検査」としているのは、厚生労働省の通知（平成 19 年 1 月 29 日付「新生児聴覚検査の実施について」）でいうところの「確認検査」にあたります。愛知県内では、医療機関で一般的に、「再検査」と言われているため、このマニュアルでは統一し、「再検査」と記載します。



(3) スクリーニング検査で片側が「Refer（要精検）」であった場合

片側が「Refer（要精検）」であった場合でも、精密検査により聴覚障害の診断が必要となる。また、健側耳の管理が重要となるため、耳鼻咽喉科医によるフォローアップが必要とされる。

(4) スクリーニング検査が実施できなかった場合

何らかの事情で入院中に実施できなかった場合や、検査機器を有していない医療機関や助産所で出生した場合は、1か月健診時もしくは生後概ね1か月以内に、出生した医療機関やスクリーニング検査が可能な医療機関（産婦人科、小児科等）で検査を受けることが推奨されている。

(5) 母子健康手帳への記載

聴覚スクリーニングを実施した医療機関は、その実施年月日、検査法及び検査結果を母子健康手帳に必ず記載する。（検査機器から出力される検査結果用紙がそのまま貼付される場合もある。）

なお、初回検査が「Refer（要精検）」となり再検査を実施した場合は、再検査の結果を記載する（備考欄に手書きで初回検査の結果を追記する等、2回分の検査結果を記入することを妨げるものではない）。

IV 精密検査

スクリーニング検査を受けた産科医療機関から直接紹介され、基幹病院等にて ABR（聴性脳幹反応）等による精密検査が実施される。生後6か月頃までに療育を開始できるよう、生後3か月頃までに精密検査を実施して確定診断を行うことが望ましい。

精密検査を実施する基幹病院等においては、一部にサイトメガロウイルス感染症や基礎疾患が潜在する場合もあるため、精密検査を実施する基幹病院等が診断の可能な小児科への紹介も考慮する。

V 早期支援専門施設

ABR 等による精密検査を受け、その結果、聴覚障害が確定又は強く疑われた場合は、あいち小児保健医療総合センター（耳鼻咽喉科）等の三次医療機関に紹介される。ここでは、聴覚の再評価や補聴器の選択・フィッティング、保護者へのカウンセリングや情報提供といった初期の介入が実施され、療育が開始されることになる。

VI 早期相談が可能な施設

早期相談に対応する機関として、特別支援学校（聾学校）及び児童発達支援センター（旧 難聴幼児通園施設）がある。



用語の解説

『基幹病院ってどこ??』

基幹病院とは、地域医療の中心に位置する医療機関でスクリーニング検査後、精密検査を受けるための医療機関とマニュアルの中では位置づけています。

乳幼児健康診査で「聴覚異常」の児が精密検査として、紹介される市民病院クラスの医療機関のことをさしています。



Ⅶ 市町村保健機関の役割

1 新生児聴覚スクリーニング検査の啓発

保護者が新生児聴覚スクリーニング検査の意義や内容等について理解できるよう、母子健康手帳交付時や母親学級、両親学級などにおいて、検査の啓発・受診勧奨を行う。

説明のポイント

- ① 新生児の聴覚障害は、約 1,000 人に 1～2 人の割合で起こること。
- ② 新生児の聴覚障害の約半数は、出生時には何の異常も示さない児であり、通常の健診等では聴覚障害の早期発見は困難であることから、新生児聴覚スクリーニング検査を受けたほうがよいこと。
- ③ 生後 6 か月頃までに難聴が発見でき療育を開始した場合、その後の言語習得やコミュニケーション能力の獲得における難聴の影響を抑えられる可能性が高まること。
- ④ スクリーニング検査は、赤ちゃんが眠っている間に、数分間、専用のイヤホンを目につけて行い、痛みも副作用もなく、薬も使用しないこと。
- ⑤ スクリーニング検査は自費で受けることになること。
(検査費用の公費助成を行っている市町村はその旨を説明すること。)
- ⑥ スクリーニング検査は、精密検査の必要性の有無を判定するための検査であり、聴覚障害の有無を判定するものではないこと。
- ⑦ 検査結果が「Refer（要精検）」の場合は、基幹病院等で精密検査を受けるよう産婦人科から紹介されること。
- ⑧ 検査結果が「Pass（合格）」の場合でも、「聞こえの発達チェックリスト」（p 10 Ⅷ資料(1)）を用い、聴覚や言語の発達に引き続き注意する必要があること。（p 7 4 難聴児の早期発見参照）
- ⑨ 今後の乳幼児健診においても、聴覚や言語の発達について確認する機会があること。

2 スクリーニング検査受診状況の把握

新生児訪問や 3・4 か月健診等の機会に、母子健康手帳の検査結果記入欄を確認し、スクリーニング検査の実施年月日・方法・結果等を把握する。

なお、毎年度の検査受診者数、検査方法・結果については、別に定められる方法により県に報告する。

(1) 母子健康手帳に実施年月日・方法・結果まで記載・貼付のある場合

① 検査結果が「Pass（合格）」の場合

特に対応の必要はないが、「Pass（合格）」の場合でも後天性難聴や特殊な難聴を有する場合もあるので、「聞こえの発達チェックリスト」（p 10 Ⅷ資料(1)）を紹介し、その後も乳幼児健診時や日常生活の中で音に対する反応の不良等があれば、耳鼻咽喉科へ相談するよう勧める。

② 検査結果が「Refer（要精検）」の場合

精密検査を受けているか（又は受ける予定となっているか）を確認する。

【精密検査を 受けている場合】

受診時期や受診した医療機関名、検査結果を聞き取る。

聴覚障害が認められた、又はその疑いが強いとされた場合は、精密検査を受けた医療機関から早期療育支援が可能な施設（あいち小児保健医療総合センター等の専門医療機関）、特別支援学校（聾学校）の教育相談等を紹介されたかどうかを確認し、紹介されていなければ情報提供等を行う。

【精密検査を 受ける予定となっている場合】

受診予定時期を聞き取る。また、当該時期経過後に保護者に連絡を取り、精密検査の結果を聞き取る。（以降は「受けている場合」の対応と同様）

【精密検査を 受けていない場合】

検査の意義を十分説明し、基幹病院等にて精密検査を受けるよう勧める。

また、その後一定期間経過後に保護者に連絡を取り、精密検査を受けたかどうかやその結果を確認する。（以降は「受けている場合」の対応と同様）

(2) 検査したことはわかるが、母子健康手帳に検査方法や検査結果の記載・貼付がない場合

不足している情報を保護者からの聞き取りにより把握し、（1）に準じて対応する。保護者が把握していない場合は、検査を受けた産科医療機関に確認することを勧める。

(3) 何も記載がない場合

出産した産科医療機関・助産所でスクリーニング検査を受けたかどうかを確認する。

〈スクリーニング検査を 受けていた場合〉

聞き取りにより検査の実施年月日、方法、結果を確認し、（1）又は（2）に準じて対応する。

〈スクリーニング検査を 受けていない場合〉

検査の意義や内容を十分説明し、産婦人科へ受診を勧める。（「p4 3 新生児聴覚スクリーニングの結果とその対応（4）スクリーニング検査ができなかった場合」のとおりに対応する。）

状況により、受診が難しい場合には、3、4 か月児健康診査や保護者が「聞こえの発達チェックリスト」（p10 Ⅷ資料(1)）等を活用し、日常生活の中で確認を促す。また、心配なことがあれば、かかりつけの医師や保健機関に相談を勧める。

〈スクリーニング検査を 受けたか保護者自身が覚えていない等の場合〉

出産した産科医療機関に確認することを勧める。

3 保護者への個別支援

スクリーニング検査で「Refer（要精検）」となった場合は、生まれたばかりの児の難聴の可能性を指摘することになるため、保護者の心理的不安が大きくなると考えられる。また、聴覚障害の有無や程度が確定するまでには長期間にわたって検査を繰り返すことになるため、親に寄り添った継続的な個別支援が必要になる。

- ・ 保護者の心理的不安が大きい場合には、不安を受容する。
- ・ 精密検査や受診をしていない場合等は、保護者の理解度を確認しつつ、検査や早期治療、療育の重要性を伝え、受診を勧奨する。
- ・ もし難聴が確定したとしても早期に療育を開始することで言葉を習得し、生活する上での支障を少なくすることができるなど、今後の見通しを説明する。

また、精密検査を行っている期間中や診断が確定した場合や療育を開始した場合など、保護者は子どもの障害や将来に対する不安を持ちながら育児をすることになる。

- ・ 必要時、医療機関や関係機関等と連携を図りつつ、良好な親子関係が確立できるよう個別支援を行う。
- ・ 必要に応じて、保護者に公的支援制度の情報提供等を行う。

4 難聴児の早期発見

新生児期の検査では発見できない後天性の難聴や乳幼児期の進行性難聴があること、また、スクリーニング検査を受けないまま各種健診を迎える場合もあることから、乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診において聴覚の状態を把握し、難聴の早期発見に努める。（母子健康診査マニュアル p.122-123、p.143-146 参照）

また、各健診時に実施した聴覚検査の状況を母子健康手帳に必ず記載しておく。

5 受診状況の管理

把握したスクリーニング検査の受診状況・結果や、「Refer（要精検）」となった児の精密検査受診状況・結果等は、各市町村で導入している方法（カルテ等）により記録しておく。

また、「Refer（要精検）」となった児については、必要に応じて医療機関や早期療育支援が可能な施設と情報を共有し、継続的に支援する。

6 各種情報の収集・提供

福祉・教育等関係部署とも連携を図りながら、早期療育支援が可能な施設（あいち小児保健医療総合センター等の専門医療機関）、特別支援学校（聾学校）の教育相談等に関する情報や、身体障害者手帳の交付、各種医療・手当の給付、補装具や日常生活用具の給付、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成、児童発達支援センターへの通所等、聴覚障害児に関する制度や社会資源に関する情報を集約し、新生児聴覚検査や聴覚障害に関する問い合わせに対し、適切に情報提供できるよう努める。

VII 用語解説

1 自動 ABR（自動聴性脳幹反応（Automated Auditory Brainstem Response））

頭皮に電極を付けて、ヘッドホン等で音刺激を与え、脳波の誘発電位の一つである聴性脳幹反応（ABR）を検出し、自動で判定する。判定基準は 35dB に設定され、得られた波形と正常な波形との比較により、「Pass（合格）」あるいは「Refer（要精検）」で結果が示される。「Pass（合格）」の場合は、検査時点では正常聴力とみなされる。

自動 ABR は、羊水や耳垢の影響が少なく、スクリーニングへの適性が高いが、測定時間がやや長く、導入や維持にかかるコストは OAE に比べて高くなる。

2 OAE（耳音響放射（Otoacoustic Emission））

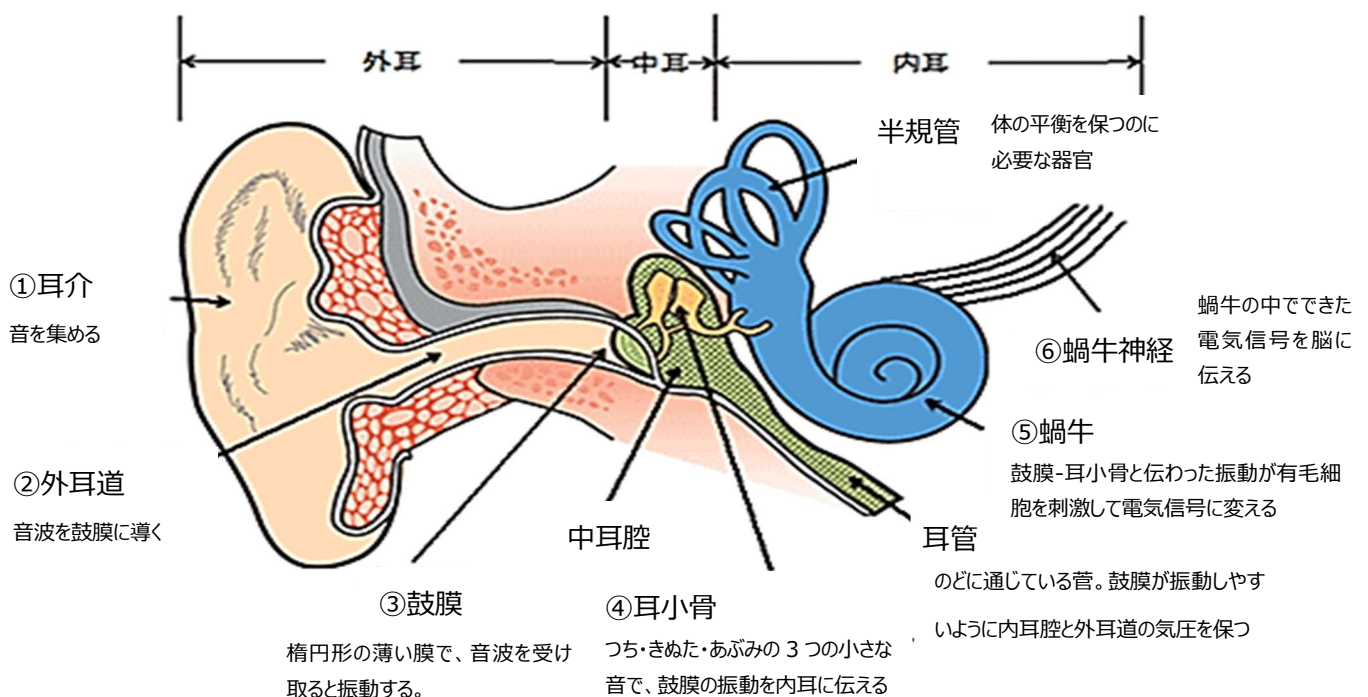
外耳道に小さなイヤホンとマイクを挿入し、刺激音を出し、これに反応して内耳蝸牛から発生した音響反射を検出する。音響放射の有無により、「Pass（合格）」あるいは「Refer（要精検）」で結果が示される。OAE の反応が認められれば、少なくとも 40dB の聴力はあるとみなされる。

OAE は、短時間で検査が可能で、導入や維持に係るコストも ABR に比べると低いが、耳の中の羊水や耳垢の貯留等の影響を受けやすく、「Refer（要精検）」率が高くなる。

3 聴覚障害

(1) 耳の構造

耳は聴覚と体の平衡感覚を司る器官で、外耳は音を集め、中耳は音を増幅し、内耳は音を電気信号に変換して聴神経に伝える。



(2) 聴覚障害の種類

聴覚障害になった部位により、伝音性難聴、感音性難聴、混合性難聴に分類される。

また、聴覚障害になった時期により、先天性（聴覚組織の奇形や妊娠中のウイルス感染（風疹等）などで聴覚組織に影響が出た場合）、後天性（疾患（中耳炎、おたふくかぜ等）、薬の副作用、頭部外傷、騒音などによって聴覚組織に損傷を受けた場合）に分類される。

- ・ 伝音性難聴

外耳、中耳の障害により、音が伝わりにくくなる。補聴器などで音を大きくすれば、比較的良好に聞こえるようになる。治療によって症状が改善される場合もある。

- ・ 感音性難聴

内耳、聴神経、脳の障害により、聞こえる音の範囲が狭まったり音が歪んだり響いたりする。補聴器などで音を大きくして伝えるだけではうまく聞こえず、補聴器の音質や音の出し方を細かく調整する必要がある。

- ・ 混合性難聴

伝音性（難聴）と感音性（難聴）の両方の原因をもつ

(3) 聴力と難聴の関係

程 度	測定値	きこえ
正 常	0 - 25 d B	きこえに問題はない
軽 度	25 - 40 d B	小声だと聞き取りづらい
中等度	40 - 70 d B	普通の会話の聞き取りは困難
高 度	70 - 90 d B	近くの大声や補聴器を用いれば会話が聞き取れる
重 度	90 d B-	補聴器を用いても聞き取れない

* 一般社団法人 日本耳鼻咽喉科学会 新生児聴覚スクリーニングマニュアル参考

VIII 資料

- (1) 聞こえの発達のチェックリスト
- (2) 特別支援学校（聾学校）一覧
- (3) 児童発達支援センター（旧 難聴幼児通園施設）一覧
- (4) 市町村母子保健担当窓口一覧

「お子さんには お母さんの声が聞こえていますか？」

赤ちゃんは1歳前でも、いろいろな音を聞いたり、声を出したりして、話し始めるための準備をしています。ことばの発達の上でとても大切な時期です。聞こえの障害を早く発見し対応することで、ことばの発達を助けることができます。

出産後すぐに聞こえの障害がないか検査をしますが、これを「Pass（合格）」した場合でも、中耳炎やおたふくかぜによって、後から聞こえの障害が起こることもありますので、日常生活の中でもお子さまの聞こえに注意を向けていくことが必要です。

このチェックリストは、聞こえとことばの発達を月齢ごとに記載しています。できる項目にチェックして、各月齢でチェックした項目が半分以下であった場合や、その他、ご心配があればかかりつけ医（小児科・耳鼻咽喉科）やお住まいの市町村の母子保健担当窓口にご相談ください。

3か月頃	☐ 大きな音に驚く ☐ 大きな音で目を覚ます ☐ 音がする方を向く ☐ 泣いているときに、声をかけると泣きやむ ☐ あやすと笑う ☐ 話しかけると、「アー」「ウー」などと声をだす
6か月頃	☐ 音がする方を向く ☐ 音が出るおもちゃを好む ☐ 両親など、よく知っている人の声を聞きわける ☐ 声を出して笑う ☐ 「キャッキャッ」と声を出してよろこぶ ☐ 人に向かって声を出す
9か月頃	☐ 名前を呼ぶとふりむく ☐ 「イナイイナイバー」の遊びを喜ぶ ☐ 叱った声「ダメッ!」「コラッ!」などという、手を引っ込めたり泣き出したりする ☐ おもちゃに向かって声を出す ☐ 「マ」「パ」「バ」などの音を出す ☐ 「チャ」「ダダ」などの音を出す
12か月頃	☐ 「ちょうだい」「ねんね」「いらっしやい」などのことばを理解する ☐ 「バイバイ」のことばに反応する ☐ 大人のことばをまねようとする ☐ 意味のあることばではないが、さかんにおしゃべりをする ☐ 意味があることばを1つか2つ言える（食べ物のことを「マンマ」、おかあさんを「ママ」など） ☐ 単語の一部をまねて言う
1歳6か月頃	☐ 絵本を読んでもらいたがる ☐ 絵本をみて知っているものを指す ☐ 簡単ないつけがわかる（「その本を取って」「このゴミを捨てて」など） ☐ 意味があることばを1つか2つ言える ☐ 意味があることばを3つ以上言える ☐ 絵本をみて知っているものの名前を言う

チェックリスト出典：「愛知県における新生児聴覚スクリーニングの手引き（平成 19 年）」

特別支援学校（聾学校）

学校名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	メールアドレス
愛知県立千種聾学校	464-0071	名古屋市千種区若水2丁目5-1	052-711-8888 052-723-6824	chikusa-ro@chikusa-sd.aichi-c.ed.jp
愛知県立千種聾学校ひがしうら校舎	470-2104	知多郡東浦町大字生路字池上70	0562-82-3123 0562-82-3100	higashiura@chikusa-sd.aichi-c.ed.jp
愛知県立豊橋聾学校	441-8141	豊橋市草間町字平東100	0532-45-2049 0532-47-7545	soumu@toyohashi-sd.aichi-c.ed.jp
愛知県立岡崎聾学校	444-2111	岡崎市西阿知和町字御用田1-23	0564-45-2830 0564-45-6248	home@okazaki-sd.aichi-c.ed.jp
愛知県立一宮聾学校	491-0934	一宮市大和町荻安賀字上西之杵30	0586-45-6000 0586-43-4462	sek-adm@ichinomiya-sd.aichi-c.ed.jp

各学校では、聴覚に障害のある乳幼児やその保護者を対象に「教育相談」が実施されている。
教育相談では、ことばときこえのグループ（個別）指導、集団活動、保護者教室、外来相談、補聴指導等が行われている。

児童発達支援センター（旧 難聴幼児通園施設）

学校名	郵便番号	所 在 地	電話番号 FAX番号	備考
中央療育センター すぎのご学園	466-0858	名古屋市昭和区折戸町4丁目16	052-757-6111 052-757-6115	名古屋市内にお住まいの方(市外も含む)が対象 a7576133@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
豊田市子ども発達センター なのはな	471-0062	豊田市西山町2丁目19	0565-32-8983 0565-32-8902	豊田市、みよし市にお住まいの方が対象 nanohana-center@hm.aitai.ne.jp

県内市町村母子保健担当窓口一覧

【令和6年4月1日現在】

県保健所 管轄	市町村名	担当部署	〒	住所	電話番号
－	名古屋市	子育て支援課	460-8508	中区三の丸三丁目1-1	052-972-2629
		千種保健センター	464-8618	千種区星が丘山手103	052-753-1984
		東保健センター	461-0003	東区筒井一丁目7-74	052-934-1219
		北保健センター	462-8522	北区清水四丁目17-1	052-917-6539
		西保健センター	451-8508	西区花の木二丁目18-1	052-523-4619
		中村保健センター	453-8501	中村区松原町1丁目23-1	052-433-3094
		中保健センター	460-8447	中区栄四丁目1-8	052-265-2263
		昭和保健センター	466-0027	昭和区阿由知通三丁目19	052-735-3961
		瑞穂保健センター	467-0027	瑞穂区田辺通三丁目45-2	052-837-3271
		熱田保健センター	456-0031	熱田区神宮三丁目1-15	052-683-9684
		中川保健センター	454-0911	中川区高畑一丁目223	052-363-4465
		港保健センター	455-0015	港区港栄二丁目2-1	052-651-6539
		南保健センター	457-0833	南区東又兵衛町5丁目1-1	052-614-2813
		守山保健センター	463-0011	守山区小幡一丁目3-1	052-796-4625
		緑保健センター	458-0033	緑区相原郷一丁目715	052-891-3628
		名東保健センター	465-8506	名東区上社二丁目50	052-778-3115
		天白保健センター	468-0056	天白区島田二丁目201	052-807-3919
－	豊橋市	豊橋市保健所子ども保健課	441-8539	豊橋市中野町字中原100	0532-39-9160
	岡崎市	岡崎市子ども部家庭児童課	444-8601	岡崎市十王町2丁目9番地	0564-23-7683
		岡崎市保健部健康増進課	444-8545	岡崎市若宮町2丁目1-1	0564-23-6069
	豊田市	子ども家庭課	471-8501	豊田市西町3-60	0565-34-6636
－	一宮市	保健所統括グループ	491-0867	一宮市古金町1丁目3番地	0586-52-3858
		中保健センター	491-0076	一宮市真船町3丁目2	0586-72-1121
		西保健センター	494-8601	一宮市東五城字備前12	0586-63-4833
		北保健センター	493-0001	一宮市木曽川町黒田字中沼ノ切27	0586-86-1611
		健康課	489-0919	瀬戸市川端町1丁目31	0561-85-5090
瀬戸	瀬戸市	健康課	489-0919	瀬戸市川端町1丁目31	0561-85-5090
	尾張旭市	健康課（保健福祉センター）	488-0074	尾張旭市新居町明才切57	0561-55-6800
	豊明市	子育て支援課	470-1195	豊明市新田町字持松1番地1	0562-85-3950
	日進市	健康課（保健センター）	470-0131	日進市岩崎町兼場101-1	0561-72-0770
	長久手市	子ども家庭課	480-1196	長久手市岩作60-1	0561-56-0210
	東郷町	子ども健康課（子ども家庭センター）	470-0162	愛知郡東郷町大字春木字西羽根六2225-4	0561-37-5813
春日井	春日井市	子ども家庭支援課	486-8686	春日井市鳥居松町5-44	0568-85-6170
	小牧市	子育て世代包括支援センター	485-0041	小牧市小牧3丁目555	0568-71-8611
江南	犬山市	健康推進課（保健センター）	484-0086	犬山市村本町1丁目121	0568-61-1176
	江南市	健康づくり課（保健センター）	483-8157	江南市北山町西300	0587-56-4111
	岩倉市	健康課（保健センター）	482-0024	岩倉市旭町1-20	0587-37-3511
	大口町	子ども課	480-0126	丹羽郡大口町伝右一丁目35	0587-94-1222
	扶桑町	健康推進課（保健センター）	480-0103	丹羽郡扶桑町大字柏森字中切254	0587-93-8300
清須	稲沢市	健康推進課（保健センター）	492-8217	稲沢市稲沢町前田365-16	0587-21-2300
	清須市	子ども家庭課	452-8569	清須市須ヶ口1238	052-400-2911
	北名古屋	健康課（保健センター）	481-0041	北名古屋市九の坪塚1 （北名古屋市健康ドーム内）	0568-23-4000
	豊山町	保健センター	480-0292	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260	0568-28-3150
津島	津島市	健康推進課（保健センター）	496-0863	津島市上之町1丁目60	0567-23-1551
	愛西市	健康推進課（佐屋保健センター）	496-0907	愛西市稲葉町米野225-1	0567-28-5833
	弥富市	健康推進課（保健センター）	498-8501	弥富市前ヶ須町南本田335	0567-65-1111
	あま市	健康推進課（菟日寺保健センター）	490-1104	あま市西今宿馬洗46	052-443-0005
	大治町	保健センター 健康館すこやかおはる	490-1143	海部郡大治町大字砂子字西河原14-3	052-444-2714
	蟹江町	子ども家庭課（保健センター内）	497-0052	海部郡蟹江町西之森7丁目65	0567-94-5666
	飛島村	保健環境課（保健センター）	490-1434	海部郡飛島村大字松之郷3-46-1	0567-52-1001
半田	半田市	子育て相談課	475-8666	半田市東洋町2-1	0569-84-0645
	阿久比町	健康介護課（保健センター）	470-2292	知多郡阿久比町大字卯坂字丸の内85	0569-48-1111 （内1520、1521）
	東浦町	健康課（保健センター）	470-2103	知多郡東浦町大字石浜字岐路21	0562-83-9677
	南知多町	健康子ども課（保健センター）	470-3495	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18	0569-65-0711 （内511～514）
	美浜町	健康・子育て課（保健センター）	470-2492	美浜町大字河和字北田面106	0569-82-1111
	武豊町	健康課（保健センター）	470-2334	知多郡武豊町字中根4-83	0569-72-2500
	常滑市	健康推進課（保健センター）	479-0868	常滑市飛香台3-3-3	0569-34-7000
	東海市	健康推進課	476-0003	東海市荒尾町西廻間2-1	052-689-1646
知多	大府市	健康増進課（保健センター）	474-0035	大府市江端町四丁目2	0562-47-8000
	知多市	健康推進課（保健センター）	478-0017	知多市新知字永井2-1	0562-54-1300
	碧南市	健康推進部健康課（保健センター）	447-0855	碧南市天王町1丁目70	0566-48-3751
衣浦東部	刈谷市	子育て支援課（保健センター）	448-0858	刈谷市若松町3-8-2	0566-23-8877
	安城市	健康推進課（保健センター）	446-0045	安城市横山町下毛賀知106-1	0566-76-1133
	知立市	健康増進課（保健センター）	472-0031	知立市桜木町桜木11-2	0566-82-8211
	高浜市	健康推進グループ（高浜市いきいき広場）	444-1334	高浜市春日町五丁目165	0566-95-9558
	みよし市	子ども相談課	470-0295	みよし市三好町小坂50番地	0561-76-5310
西尾	西尾市	健康課（保健センター）	445-0071	西尾市熊味町小松島32	0563-57-0661
	幸田町	健康課（保健センター）	444-0113	額田郡幸田町大字菱地字錦田84	0564-62-8158
新城	新城市	子ども未来課 子ども家庭センター	441-1392	新城市字東入船115	0536-23-7621
	設楽町	しらほ保健福祉センター	441-2301	北設楽郡設楽町田口字向木屋4	0536-62-0901
	東栄町	福祉課（保健福祉センター）	449-0291	北設楽郡東栄町大字本郷字大沼1番地1	0536-76-1815
	豊根村	保健センター	449-0404	北設楽郡豊根村上黒川長野田26	0536-85-5055
豊川	豊川市	保健センター	442-0879	豊川市秋山町3丁目77-1・77-7	0533-95-4652 0533-95-4653
	蒲郡市	健康推進課（保健センター）	443-0036	蒲郡市浜町4	0533-67-1151
	田原市	健康課	441-3492	田原市田原町南番場30-1	0531-23-3515
		あつみライフランド健康課	441-3614	田原市保美町寺西21-10	0531-33-0386

一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が定める新生児聴覚スクリーニング後・乳幼児健診後の聴力検査機関一覧
先天性サイトメガロウイルス感染症への対応（令和6年4月健康対策課調べ）

NO	種別	医療機関名	担当部署名	医療機関〒	医療機関所在地	先天性サイトメガロウイルス感染症への対応 （令和6年4月健康対策課調べ）		
						調査回答 担当部署（科）名	先天性サイトメガロ ウイルス感染症 検査の可否	先天性サイトメガロ ウイルス感染症 治療の可否
1	精密聴力検査機関	あいち小児保健医療総合センター	小児科	〒474-8710	愛知県大府市森岡町7-426	総合診療科	可	可
2	精密聴力検査機関	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	小児科	〒453-8511	愛知県名古屋市中村区道下町3丁目3-5	小児科	可	可
3	精密聴力検査機関	名古屋市立大学病院	小児科	〒467-8602	名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1	小児科	可	可
4	精密聴力検査機関	荒尾内科・耳鼻咽喉科		〒492-8401	愛知県稲沢市梅須賀町7丁目31番地	耳鼻咽喉科	不可	不可
5	精密聴力検査機関	名古屋大学医学部附属病院	小児科	〒466-8560	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65	小児科、総合周産期 母子医療センター	可	可
6	精密聴力検査機関	愛知医科大学病院	小児科	〒480-1195	愛知県長久手市岩作雁又1-1	医事課	可	可
7	二次聴力検査機関	豊橋市民病院	小児科	〒441-8570	豊橋市青竹町字八間西50番地	小児科	可	可
8	二次聴力検査機関	小牧市民病院	小児科	〒485-8520	愛知県小牧市常普請1丁目2-0	小児科	可	可
9	二次聴力検査機関	トヨタ記念病院	小児科	〒471-8513	愛知県豊田市平和町1丁目1番地	小児科	可	可
10	二次聴力検査機関	岡崎市民病院	小児科	〒444-8553	愛知県岡崎市高隆寺町字五所合3-1	小児科	可	可
11	二次聴力検査機関	一宮市立市民病院	小児科	〒491-8558	愛知県一宮市文京2-2-22	小児科	可	可
12	二次聴力検査機関	刈谷豊田総合病院	小児科	〒448-8505	愛知県刈谷市住吉町5丁目15番地	小児科	可	可
13	二次聴力検査機関	聖霊病院	小児科	〒466-8633	名古屋市昭和区川名山町56番地	小児科	可	不可
14	二次聴力検査機関	公立陶生病院	小児科	〒489-8642	愛知県瀬戸市西追分町160番地	小児科	可	可
15	二次聴力検査機関	JA愛知厚生連海南病院	小児科	〒498-8502	愛知県弥富市前ヶ須町南本田3-9-6	小児科	可	不可
16	二次聴力検査機関	豊川市民病院	小児科	〒442-8561	愛知県豊川市八幡町野路23番地	小児科	可	不可
17	二次聴力検査機関	一宮西病院	小児科	〒494-0001	愛知県一宮市開明字平1	小児科	可	可
18	二次聴力検査機関	名古屋記念病院	小児科	〒468-8520	名古屋天白区平針4-305	小児科	可	不可
19	二次聴力検査機関	国立病院機構名古屋医療センター	小児科	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-1-1	小児科	可	可
20	二次聴力検査機関	津島市民病院	小児科	〒496-8537	愛知県津島市橘町3-73	小児科	不可	不可
21	二次聴力検査機関	西尾市民病院	小児科	〒445-8510	愛知県西尾市熊味町上泡原6	小児科	可	不可
22	二次聴力検査機関	名鉄病院	小児科	〒451-8511	名古屋市西区栄生2-26-11	小児科	不可	不可
23	二次聴力検査機関	稲沢市民病院	小児科	〒492-8510	愛知県稲沢市長束町沼100番地	小児科	不可	不可
24	二次聴力検査機関	常滑市民病院	小児科	〒479-8510	愛知県常滑市飛香台3-3-3	小児科	不可	不可